

令和 6 年 1 0 月 1 日
総合教育政策局長決定

1. 設置の趣旨

図書館・学校図書館は、学習活動の振興や文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展や学校教育の充実に大きく寄与してきた。人口減少・少子化の深刻化、デジタル化、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な時代とされ、学校・社会の課題が複雑化・困難化する中、図書館・学校図書館は、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討を行う「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実について
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応について
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実について

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員により、「2. 検討事項」に掲げる事項等について検討を行う。
- (2) 有識者会議には座長及び副座長を置く。座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長が有識者会議に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。
- (4) 必要に応じ、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。
- (5) 有識者会議は原則として公開とする。ただし、有識者会議において非公開とすることが適当であると認めるときは、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (6) 有識者会議において配付した資料は、原則として公表する。ただし、有識者会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、座長が有識者会議に諮った上で、当該資料を非公表とすることができる。

4. 実施期間

令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

5. その他

- (1) 有識者会議の設置及び運営にあたっての庶務は、総合教育政策局地域学習推進課において行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議委員名簿

(敬称略、五十音順)

秋田 喜代美	学習院大学文学部 教授
池内 淳	筑波大学図書館情報メディア系 准教授
伊佐治 裕子	松本市教育委員会 教育長
伊藤 雄一	練馬区立田柄小学校 校長、 全国連合小学校長会 環境整備等委員長
植村 八潮	専修大学文学部 教授
緒方 直彦	東京都立永福学園 統括校長、 全国特別支援学校校長会 事務局次長
紀之定 美知代	熊取町立熊取北中学校 司書教諭
小林 隆志	鳥取県立図書館 司書主幹
汐見 夏衛	作家
設楽 敬一	公益社団法人全国学校図書館協議会 顧問
曾木 聡子	公益社団法人日本図書館協会 常務理事兼総務部長
田井 俊行	目黒区立第十一中学校 校長、全日本中学校長会 総務副部長
高橋 健二	静岡県立中央図書館 館長、全国公共図書館協議会 副会長
土屋 文代	杉並区立高井戸第三小学校 学校司書
手塚 美希	紫波町図書館 主任司書
中村 慎也	一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 副会長
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教育学科 教授
野口 武悟	専修大学文学部 教授
花田 忠雄	神奈川県教育委員会 教育長
林 達也	東京都立八王子拓真高等学校 統括校長、全国高等学校長協会
堀川 照代	放送大学 客員教授
松木 修一	一般財団法人出版文化産業振興財団 専務理事
松本 直樹	慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授